第9章 火災予防計画

1. 計画の概要

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、町及び鶴岡市消防本部等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2. 出火防止

- (1) 一般対策
 - ① 町及び鶴岡市消防本部は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に務める。
 - ② 町及び鶴岡市消防本部は、火災の発生を防止するため、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。
 - ③ 鶴岡市消防本部は、飲食店、大規模商業施設等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多量の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。
- (2) 家庭に対する指導

町及び鶴岡市消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて、一般家庭に対し火災発生防止対策、 消火器の整備と取り扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知する。

- ① 地震発生時の対策
 - (ア) 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
 - (イ) ガスの元栓を締める。
 - (ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。
- ② 平常時の対策
 - (ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
 - (イ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器設置
 - (ウ) 危険物及び可燃物等(灯油、食用油、ヘアスプレー等)の保管場所の点検
- (3) 防火対象物に対する指導

鶴岡市消防本部は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

(4) 定期点検報告制度等の実施指導

鶴岡市消防本部は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物の うち一定の基準に適合するもの(映画館、飲食店、大規模商業施設、宿泊施設、病院等の不特定多数 の者が利用するもの)には、防火対象物定期点検報告制度(セイフティマーク)等に基づく点検報告を実 施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3. 消防用設備等の適正な維持管理指導

鶴岡市消防本部は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導するとともに、病院、社会福祉施設等災害時要援護者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の 適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

4. 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

- ① 自主防災組織は、火災の発生状況を速やかに鶴岡市消防本部、町等に通報する体制を確立する。
- ② 自主防災組織は、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。
- (2) 消火訓練の実施

鶴岡市消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び町民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布するなどして、初期消火体制を強化する。

5. 消防施設等の整備

(1) 町による整備

町は、町消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽や自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

- (2) 防火管理者による整備 防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。
- (3) 自主防災組織による整備 町は、補助事業等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。